

議案第 37 号
議決第 号

古仁屋漁港ターミナルビル「せとうち海の駅」の設置及び管理に関する条例の一部改正について

古仁屋漁港ターミナルビル「せとうち海の駅」の設置及び管理に関する条例一部を別紙のとおり改正する。

(令和 3 年 4 月 20 日 提 出

瀬戸内町長 鎌 田 愛 人

(令和 3 年 4 月 20 日

瀬戸内町
議会議長 向 野 忍

古仁屋漁港ターミナルビル「せとうち海の駅」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年4月 日

瀬戸内町長 鎌田 愛人

瀬戸内町条例第 号

古仁屋漁港ターミナルビル「せとうち海の駅」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

古仁屋漁港ターミナルビル「せとうち海の駅」の設置及び管理に関する条例（平成19年瀬戸内町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「又は、海の駅を管理する主管課長（以下「主管課長」という。）」を削り、同条第2項中「又は、主管課長」を削る。

第6条の見出し及び同条から第10条までの規定中「又は、主管課長」を削る。

第11条第2項中「又は、瀬戸内町」を削り、同条第3項中「又は、主管課長」を削る。

第12条、第13条ただし書、第18条、第19条の見出し並びに同条第1項及び第3項中「又は、主管課長」を削る。

別表に次のように加える。

せとうち海の駅コインパーキング	コインパーキングの駐車において、30分に満たない時間は30分とし、30分を超える時間は、1時間に切り上げる。
-----------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

古仁屋漁港ターミナルビル「せとうち海の駅」の設置及び管理に関する条例（平成19年条例第19号）新旧対照表

	現行	改正後（案）
（開館期間等）		<p>（開館期間等）</p> <p>第5条 ターミナルビルの開館期間、使用時間等については、次のとおりとする。ただし、指定管理者又は、海の駅を管理する主管課長（以下「主管課長」という。）が必要と認めたときは、町長の承認を得て、当該ターミナルビルの開館期間若しくは使用時間等を変更することができる。</p> <p>（略）</p> <p>2 シーフードレストランの営業時間は、前項の使用時間の範囲内で、その都度指定管理者又は、主管課長が町長の承認を得て、指定するものとする。</p> <p>（指定管理者又は、主管課長が行う管理の基準）</p> <p>第6条 指定管理者又は、主管課長は、この条例及び瀬戸内町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年瀬戸内町条例第26号）に従い、ターミナルビルの管理を適正に行わなければならぬ。</p> <p>（指定管理者又は、主管課長が行う業務の範囲）</p> <p>第7条 指定管理者又は、主管課長は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>（利用の許可）</p>

<p>第8条 ターミナルビルを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者又は、主管課長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者又は、主管課長は、ターミナルビルの管理運営上必要があると認める場合は、前項の許可に条件を付することができます。</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第9条 指定管理者又は、主管課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ターミナルビルの利用を制限することができます。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(利用許可の取消し等)</p>	<p>第8条 ターミナルビルを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者_____は、ターミナルビルの管理運営上必要があると認める場合は、前項の許可に条件を付することができます。</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第9条 指定管理者_____は、次の各号のいずれかに該当するときは、ターミナルビルの利用を制限することができます。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(利用許可の取消し等)</p>	<p>第9条 指定管理者_____は、次の各号のいずれかに該当するときは、ターミナルビルの利用を制限することができます。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第10条 指定管理者_____は次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許可を取消し、又は停止を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(利用料金等)</p>	<p>第10条 指定管理者_____は次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許可を取消し、又は停止を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(利用料金等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 利用料金は、指定管理者_____にその収入として收受される。</p> <p>3 利用料金の額は、別表の利用料金設定基準に規定する額の範囲内で、指定管理者_____が町長の承認を得て定める額とする。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第12条 指定管理者又は、主管課長は、特別な理由があると認めるとときは、利用料を減額し、及び免除することができる。</p> <p>(利用料の不還付)</p>
--	---	--	--

第13条 既に納付した利用料は、還付しない。ただし、利用者がその責任によらない理由により利用できなかった場合、第10条の規定により指定管理者又は、主管課長が利用の許可を取消した場合又は利用開始の3日前までに利用料の還付を請求した場合は、この限りではない。

(損傷等の届出)

第18条 ターミナルビルを損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を指定管理者又は、主管課長に届け出て、その指示に従わなければならぬ。

(指定管理者又は、主管課長の義務)

第19条 指定管理者又は、主管課長は、業務を通じて取得した個人に関する情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他保有する個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

3 指定管理者又は、主管課長は、関係法令等を遵守し、善良な管理者の注意義務をもって公正公平に管理運営及び業務の執行を行わなければならない。

別表 (第11条関係)

古仁屋漁港ターミナルビル「せとうち海の駅」利用料金設定基準

【別記1 参照】

備考

- 1 利用料の算定において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

第13条 既に納付した利用料は、還付しない。ただし、利用者がその責任によらない理由により利用できなかった場合、第10条の規定により指定管理者 _____ が利用の許可を取消した場合又は利用開始の3日前までに利用料の還付を請求した場合は、この限りではない。

(損傷等の届出)

第18条 ターミナルビルを損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を指定管理者 _____ に届け出て、その指示に従わなければならぬ。

(指定管理者 _____ の義務)

第19条 指定管理者 _____ は、業務を通じて取得した個人に関する情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他保有する個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

3 指定管理者 _____ は、関係法令等を遵守し、善良な管理者の注意義務をもって公正公平に管理運営及び業務の執行を行わなければならない。

別表 (第11条関係)

古仁屋漁港ターミナルビル「せとうち海の駅」利用料金設定基準

【別記1 参照】

備考

- 1 利用料の算定において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

- 2 1時間に満たない時間は1時間とし、1時間を超える時間は1時間に切り上げる。
- 3 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 4 利用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

- 2 1時間に満たない時間は1時間とし、1時間を超える時間は1時間に切り上げる。
- 3 「休日」とは、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 4 利用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

【別記1】

現行	施設名	基準額（円／1時間当たり）		
		利用区分	平日	土曜・日曜・休日
レストラントラベル	全部	5,000円以内	6,000円以内	
	一部	3,000円以内	3,600円以内	
ふれあい広場		2,000円以内	2,400円以内	
会議室		800円以内	960円以内	

改正後（案）

改正後（案）	施設名	基準額（円／1時間当たり）		
		利用区分	平日	土曜・日曜・休日
レストラントラベル	全部	5,000円以内	6,000円以内	
	一部	3,000円以内	3,600円以内	
ふれあい広場		2,000円以内	2,400円以内	
会議室		800円以内	960円以内	
せとうち海の駅コインパーキング	コインパーキングの駐車において、30分に満たない時間は30分とし、30分を超える時間は、1時間に切り上げる。			



直接請求に基づく古仁屋漁港ターミナルビル「せとうち海の駅」の設置 及び管理に関する条例の一部改正に対する意見書

このたびの条例改正に係る直接請求は、署名数が 251 名と法定数 150 名を超える数であったことはについては、真摯に受け止めると同時に、今回議論の対象となっている「せとうち海の駅」の管理について、多くの町民の皆さんのが関心を寄せて頂いたものと考えているところです。

今回の直接請求に到った経緯は、「せとうち海の駅」駐車場の運営変更について、町民やテナントへの事前説明不足による不服が起因しているものと考えておりますが、「せとうち海の駅」駐車場の運営については、同施設だけの問題だけではなく、これまでの古仁屋市街地の駐車場不足問題とも合わせて総合的に判断する必要があると考えています。

一方、直接請求による条例改正案の内容は、各条文の主語から「主管課長」を除くか否か、「利用料金設定基準」にコインパーキングの時間設定を加えるか否かを問うものであります。

これに対しては、以下 3 つの理由により反対の意見を附して上程いたします。

1. 使用料については、地方自治法第74条第 1 項により、直接請求の対象から除外されています。しかしながら、直接請求の署名収集の際に、駐車場使用料の改正を請求するかのような内容のチラシ等を使用しており、署名者に誤解を招いた恐れ

があります。

2. 「せとうち海の駅」の管理については、古仁屋漁港ターミナルビル「せとうち海の駅」の設置及び管理に関する条例第4条により、町長はターミナルビルを最も効率的に運営しなければならない。また、町長は必要がある場合に限り指定管理者に管理を行わせることができる規定となっています。

一方、従前の条例では、各条文の主語が「指定管理者」のみとなっており、誤解を招くとして、昨年12月議会において、各条文の主語に「主管課長」を追加しています。

3. 「利用料金設定基準」にコインパーキングを追加した改正案については、現在の取り扱いと変更が無く、使用料に影響が無いとして、直接請求の対象除外では無いとの判断により請求を受理しています。しかしながら、コインパーキングの利用時間の基準を条例で制定することは、今後の効率的な運営に支障をきたす可能性があります。

以上が私の意見であります。議員各位におかれましては、これまで申し上げた意見を踏まえ、慎重にご審議頂き、適切なるご判断を頂きますようお願い申し上げます。

令和3年4月20日

瀬戸内町長 鎌田 愛人